を「第九項まで」に改め、同表第六項の項中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同表第十一項第一号及び第二号の項中「第十一項第一号」を「第十二項第一号」に改め、同表第十一項第三号の項中「第十一項第三号」を「第十二項第三号」に、「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同表第十三項及び第十五項の項中「第十三項及び第十五項」を「第十四項及び第十六項」に改め、同表第二十二項の項中「第二十二項」を「第二十三項」に、「第六十六条の五第四項第七号」を「第六十六条の五第五項第七号」に、「第六十六条の五第四項第六号」を「第六十六条の五第五項第六号」に改め、同表第二十三項の項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同条第二十九項を同条第三十項とし、同項の次に次の一項を加える。

31　法第六十六条の五第十項において準用する同条第四項に規定する同条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前項において準用する第一項各号に定める金額（前項において準用する第九項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用する第一項各号に定める金額）とする。

第三十九条の十三第二十八項中「第六十六条の五第四項第九号」を「第六十六条の五第五項第九号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第六十六条の五第四項第八号」を「第六十六条の五第五項第八号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第六十六条の五第四項第六号」を「第六十六条の五第五項第六号」に、「第十九項から」を「第二十項から」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第三十九条の百十三第二十項」を「第三十九条の百十三第二十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第六十六条の五第四項第七号」を「第六十六条の五第五項第七号」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第六十六条の五第四項第六号」を「第六十六条の五第五項第六号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第六十六条の五第四項第五号」を「第六十六条の五第五項第五号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第六十六条の五第四項第四号」を「第六十六条の五第五項第四号」に、「第十三項各号」を「第十四項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第六十六条の五第四項第三号」を「第六十六条の五第五項第三号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第六十六条の五第四項第二号」を「第十四項第二号」に改め、同項第一号中「第十三項第二号」を「第十四項第二号」に改め、同項第二号中「第十三項第三号」を「第十四項第三号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第六十六条の五第四項第三号」を「第六十六条の五第五項第三号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第六十六条の五第四項第二号」を「第六十六条の五第五項第二号」に改め、同項第三号中「第二十七項」を「第二十八項」に、「第六十六条の五第四項第八号」を「第六十六条の五第五項第八号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六十六条の五第四項第一号」を「第六十六条の五第五項第一号」に改め、同項第三号中「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　法第六十六条の五第四項に規定する同条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、第一項各号に定める金額（第二項又は第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えて適用する第一項各号に定める金額）とする。

第三章第八節の三中第三十九条の十三の前に次の款名を付する。

第一款　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第三章第八節の三に次の一款を加える。

第二款　関連者等に係る純支払利子等の課税の特例

（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）

第三十九条の十三の二　法第六十六条の五の二第一項に規定する政令で定める金額は、法第五十二条の三第五項及び第六項、第五十七条の七第一項、第五十九条第一項及び第二項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十条の三第一項及び第四項、第六十一条の三第一項、第六十六条の五第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五の二第一項（同条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十六条の五の三第一項及び第二項、第六十六条の七第三項、第六十六条の九の三第三項、第六十七条の十二第一項及び第二項、第六十七条の十三第一項及び第二項、第六十七条の十四第一項、第六十七条の十五第一項、第六十八条の三の二第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第六十八条の三の三第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）並びに法人税法第二十三条、第二十三条の二、第三十三条第二項（法人税法施行令第六十八条第一項各号に掲げる資産につき当該各号に定める事実が生じたものに適用される場合に限る。）、第四十条、第四十一条、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項まで及び第六十二条の五第五項並びに同令第百十二条第十一項の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の全額を損金の額に算入して計算した場合の当該事業年度の所得の金額に、当該事業年度の法第六十六条の五の二第一項に規定する関連者純支払利子等の額、減価償却資産に係る償却費の額（損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。）の方法又は当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額及び金銭債権の貸倒れによる損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を加算した金額から法第六十六条の五の二第八項又は第六十六条の五の三第二項の規定の適用に係る法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等に係る同項に規定する課税対象金額若しくは同条第四項に規定する特定する課税対象金額又は法第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人に係る同項に規定する課税対象金額若しくは同条第四項に規定する部分課税対象金額を控除した金額とする。

2　法第六十六条の五の二第二項に規定する支払う負債の利子に準ずるものとして政令で定めるものは、支払う手形の割引料、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡しを受けたことにより支払うべき対価の額（千万円に満たないものを除く。）のうちに含まれる利息に相当する金額、法人税法施行令第百三十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が支払う利子に準ずるものとする。

3　法第六十六条の五の二第二項に規定する政令で定める費用又は損失は、次に掲げるものとする。

一　第十三項第二号に規定する場合において、同号の法人が当該法人に係る関連者（法第六十六条の五の二第二項第一号に掲げる者をいう。次号及び第十三項において同じ。）に支払う同項第二号の債務の保証料

二　第十三項第三号に規定する場合において、同号の法人が当該法人に係る関連者に支払う同号の債券の使用料若しくは同号の債務の保証料又は同号の第三者に支払う同号の債券の使用料

三　法人税法施行令第百三十九条の二第一項に規定する償還有価証券に係る同項に規定する調整差損

4　法第六十六条の五の二第二項に規定する政令で定める所得は、当該法人から支払利子等（同項に規定する支払利子等をいう。）を受ける関連者等（同項に規定する関連者等をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める所得とする。

一　法第二条第一項第一号の二に規定する居住者　所得税法第二条第一項第二十一号に規定する各種所得（所得税に関する法令の規定により所得税を課さないこととされる所得を除く。）